

公 示 送 達 書

下記の書類は、宛先人の所在が不明なので、地方税法第20条の2の規定により公示送達します。

なお、この書類は、八街市市民部税務課において保管し、申し出があればいつでも交付します。

令和8年9月30日

八街市長 北村 新司

送達を受けるべき者の氏名（名称）	黒田 静江
送達する書類の名称	差押解除通知書 8八税込一第2680号

（注意）

地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。